

## 豊中市中小企業勤労者互助会事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は労働者施策の一環として設置された豊中市中小企業勤労者互助会（以下「互助会」という。）の事業に補助金を交付することにより市内の中小企業に従事する労働者の福祉の増進を図り、中小企業の振興に寄与することを目的とする。その補助金の交付手続き等については、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによるものとする。

### (補助金の額)

第2条 補助金は、互助会事業に要する経費のうち市長が予算の範囲内で定める。

2 補助対象経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 一般事務管理費
- (2) 福利厚生事業費から会員負担額を減じた互助会負担費用
- (3) その他市長が必要と認める経費

### (交付の申請及び交付の決定)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定に基づいて補助金の交付申込書を提出するときは同条第1号・第2号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して豊中市中小企業勤労者互助会事業補助金交付申込書（様式第1号）に基づき市長に申込みしなければならない。

(1) 当該年度基金・積立金等運用計画表

2 市長は、前項の申込みに基づき審査のうえ交付を決定する。

3 市長は、補助金の交付を決定したときは、決定内容及びこれに付する条件を豊中市中小企業勤労者互助会事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(補助金の交付時期)

第4条 補助金の交付は交付決定後30日以内に行う。

(監査並びに帳簿の整備)

第5条 本事業にかかる収入及び支出に関する帳簿を整備し、本事業の実施について豊中市監査委員による監査又は市長の指示、検査に応じること。

(事業実績報告書)

第6条 規則第4条の規定により補助金の交付を受けた者は、補助対象事業が完了した場合において規則第10条の規定に基づいて豊中市中小企業勤労者互助会事業補助金実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第7条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて当該報告書等の書類の審査等を行うことにより調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助金等の交付の決定を受けた者に対し豊中市中小企業勤労者互助会事業補助金交付確定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(決定の取り消し・返還)

第8条 規則第11条及び第12条に定めるもののほか、補助期間内に補助対象事業に着手しないとき又は中止し若しくは廃止したとき、市長は補助金交付決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の一部又は全部を返還するよう命じるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和2年3月1日から実施する。